

四條畷市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月18日

四條畷市議会議長 瓜生 照代

- 1 日 時
平成28年4月27日（水） 午後1時00分
- 2 場 所
四條畷市議場（四條畷市役所本館3階）
- 3 意見を述べる案件名
議案第24号 四條畷市小中学校の廃止の是非に係る校区住民投票条例の制定について
- 4 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数
3人以内